

野田市告示第 2 0 0 号

野田市介護職員研修受講料等助成金交付規則（平成 2 7 年野田市規則第 2 3 号）、野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金交付規則（令和 7 年野田市規則第 4 号）及び野田市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請及び受領委任払いによる支給手続に関する規則（平成 1 5 年野田市規則第 3 6 号）の施行に関し必要な様式のうち、次の様式のひな型を別紙のとおり改め、令和 8 年 7 月 1 7 日から施行する。

- 1 野田市介護職員研修受講料等助成金交付申請書
- 2 野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金交付申請書
- 3 居宅介護住宅改修費等申請及び受領委任払いについての承諾書

令和 8 年 7 月 1 6 日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

野田市介護職員研修受講料等助成金交付申請書

野田市介護職員研修受講料等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

同意書
市税の納付状況について、野田市の保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。 申請者 氏 名 注 同意があり公簿等により確認できるときは、添付書類のうち市税に関する納税証明書の提出を省略することができます。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金交付申請書

野田市介護支援専門員等研修受講料等助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

同意書
市税等の納付状況について、野田市の保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。 申請者 氏 名 注 同意があり公簿等により確認できるときは、添付書類のうち市税に関する納税証明書の提出を省略することができます。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所

事業者名称

代表者職氏名

居宅介護住宅改修費等申請及び受領委任払いについての承諾書

- ・居宅要介護被保険者等から居宅介護住宅改修費等についての申請及び受領の委任の申出があった場合は、居宅要介護被保険者等からは居宅介護住宅改修費等を除いた自己負担額の支払いを受け、居宅介護住宅改修費等については、委任に基づいて支給申請を行い受領することを承諾します。
- ・野田市居宅介護住宅改修費等受領委任払い取扱事業者名簿への登録を希望します。
- ・住宅改修を行うに当たっては、次の事項を遵守します。

- 1 住宅改修の提供に関しては、関係法令及び野田市介護保険居宅介護住宅改修費等の申請及び受領委任払いによる支給手続に関する規則(以下「規則」という。)等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う居宅要介護被保険者等が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、野田市、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。特に、居宅要介護被保険者等が、工事着工前に、住宅改修を必要とする理由書の発行を受けていることを確認すること。
- 4 居宅要介護被保険者等から、居宅介護住宅改修費等を申請及び受領委任払いで行うことを求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、規則第7条に規定する保険給付の制限措置の適用を受けていないこと等、当該申請・受領委任払いが可能であるかどうかについて確認すること。
- 5 正当な理由なく、申請・受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。

6 当該居宅介護住宅改修費等に係る住宅改修を申請・受領委任払いにて行う場合は、その施工に係る見積書を作成して居宅要介護被保険者等に発行し、その了承を得ること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、個所及び規模、要する費用(居宅介護住宅改修費等及び自己負担分の内訳の見込みを含む。)並びに施工工事業者名、連絡先等を明記すること。

また、居宅要介護被保険者等が複数事業者から見積もりをとることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。

7 当該住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該居宅要介護被保険者等に通知すること。

8 住宅改修に係る費用については、自己負担額の支払いを居宅要介護被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護被保険者等へ領収書及び内訳書を発行すること。

9 居宅介護住宅改修費等を申請及び受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等が、次の事項に該当する場合は、遅滞なくその旨を野田市に通知すること。

- (1) 不正な行為により、居宅介護住宅改修費等を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。

10 居宅要介護被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政等関係機関との協力により適切な対応を行うこと。なお、これらの苦情等の概要及び処理方策について、市長に届け出ること。

11 住宅改修の施工に伴い、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護被保険者等に対してその損害を賠償すること。

12 登録事業者の役員若しくは従業者又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

13 事業概要等(変更)届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を事業概要等(変更)届出書にて、市長に届け出ること。